

平成 28 年度 第 22 回 東大阪市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 28 年 7 月 25 日（月） 10：00～12：00

場 所：総合庁舎 1 階 多目的ホール

出席者：子ども・子育て会議委員 14 名
（関川会長、井上委員、甲斐委員、行天委員、櫛田委員、阪口代理委員、園田委員、竹村委員、中泉委員、中西委員、西尾代理委員、西濱委員、原田委員、森田委員）
事務局 18 名
（立花、田村、奥野、清水、安永、川西、奥田、関谷、松田、泉、菊地、大川、村野、栗橋、竹山、浅井、増田、石橋）
傍聴者 0 名
計 32 名

資 料：【資料 1】 利用者負担について
【資料 2－1】 東大阪市子ども・子育て支援事業計画 進捗状況
【資料 2－2】 東大阪市子ども・子育て支援事業計画 関係資料
【資料 3】 保育の担い手確保について
【資料 4－1】 H29 幼保連携型認定こども園開設に向けた課題項目及び
決定事項について
【資料 4－2】 第 7 回子ども・子育て会議幼保連携検討部会資料

1. 開会

●事務局・奥田

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 22 回子ども・子育て会議を開催いたします。本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございます。司会を務めさせていただきます、子どもすこやか部子ども子育て室の奥田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、全委員 16 名中 14 名の御出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、以上のとおり本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。また、本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもすこやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針に従い広報いたしました。傍聴を希望される方がいなかったことをご報告いたします。

それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いします。配布資料は、会議次第、配席表、委員名簿、配布資料一覧に記載されています資料となります。不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

続きまして、委員の交代がありましたので、お知らせいたします。東大阪市 P T A 協議会学校園委員会委員長として、ご参加いただいております、西村祐治委員に代わりまして、行天邦善委員にご参加いただくことになりました。

また、前回ご欠席の委員につきましても改めてご紹介させていただきます。東大阪市立小学校長会役員 園田彦一委員、保育所保護者 中泉あゆみ委員、東大阪市留守家庭児童育成クラブ協議会会計 原田 一平委員でございます。

続きまして、本日は、代理出席として2名の方がご参加されておりますのでご報告させていただきます。東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当 大庭 悦子委員の代理として、若江幼稚園 園長 阪口 和美様、御厨保育所所長 古川 玲子委員の代理として、金岡保育園所長 西尾 まゆみ様にご参加いただいております。

代理者については、東大阪市子ども・子育て会議運営に関する指針において、「会議への出席と発言をすることができる」とされておりますので、お伝えいたします。

それでは、関川会長、このあとの議事進行をお願いします。

●関川会長

おはようございます。それでは、今回子ども子育て会議が第22回を迎えます。この会議がスタートした当初の委員も含まれていらっしゃいますが、改めて、今回子ども子育て支援事業計画を策定する際には、市民の方1万人アンケートをもとにニーズ調査をし、目標量を設定したところでございます。

ただこのニーズ調査に基づく目標量が具体現実のものになっているのか、実態のニーズと食い違っているのかどうかについて、平成27年度以降の事業計画の進捗状況にかかっているところでございます。

今回は認定こども園や小規模保育施設あるいは地域子ども子育て支援事業、特に留守家庭児童育成クラブや一時預かりについては27年以降もそしてそれ以前も委員の皆様方から色々ご意見を頂戴し、議論があった点でございますが、この状況が1年たった今どのような状況になっているのかご報告いただこうと思っております。

それから、前回ですが利用料の負担についてお諮りさせて頂いて、これにつきましては議論が次期継続審議になっておりましたので、今回改めてご説明させて頂いて、皆様のご意見を頂戴したいと考えております。

さらには、保育士の担い手確保について子育て支援員についてもこの子育て会議でご議論いただいとおりでございますけれども、これについても改めて前回同様ご提案をさせていただこうと思っております。

その他、幼保連携部会からの報告もございます。皆様方の活発なご議論をお願いして、私の挨拶にさせていただこうと思っております。今日はよろしく申し上げます。

2. 議事

(1) 利用者負担について【資料1】

●関川会長

それでは、次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。次第の(1)利用者負担について、事務局よりご説明いたします。

●事務局・村野

ー資料1「利用者負担について」説明ー

●関川会長

ありがとうございました。新制度に移行して市の負担額は負担割合が下げられたことによって減額しておりますが、その後利用者の数が増えていることに伴って、市の負担は増加傾向にあります。待機児童問題が解消され、利用者増である段階で高止まりになるまではこういう傾向が続くのだらうと思っております。

ご提案の主旨は、軽減税率は概ね平均的で新制度移行後は負担増の傾向もあり、在宅児童と施設児童とのバランスも考え当面72.5%が妥当ではないか。引き続き、この水準で利用者負担としたいかがでしようかというお話でした。

●竹村委員

72.5%を維持ということで少し安心しましたが、国の基準が改訂になって上がると、利用者負担額は現状よりも増えるかもしれないですが、大阪市は今回5歳児無償ということで、現行、大阪市から東大阪市の幼稚園に来られている子どもがいるところは、大阪市から来ている子は無料で、東大阪市から来ている子はお金がいるという差ができていくということをおっしゃっていました。この利用者負担は、保護者が強く意識をされます。この間、認定こども園の説明会をした時には、利用者負担のことはよく質問されました。1号認定の保護者の方からすれば、給食も出て、長い時間預かってもらえてこれだけの負担であれば2号認定は得だなと、働いて2号認定を取ろうかなとおっしゃる方もいました。この利用者負担は、保護者の方の気持ちをすぐに変えてしまう数字でもあるので、できれば、率ではなく現状の金額を維持するとか、もっと進めば大阪市のように無償化の方向に進んでいけばありがたいと思います。

●関川会長

はい、ありがとうございます。その他ご意見何かございますか。

●中泉委員

保育所、保護者の立場として、今の行政からの説明が全然入ってきませんでした。本当に1号・2号・3号の子どもたちへの保育や教育の平等性がきちんとたもたれるのか不安です。利用者負担額によって、1号・2号・3号に格差が生じるということで、安易に安い保育料の方がいいという理由で、教育・保育を受ける場所が変わってしまうかもしれないとも思います。一番気になったのは、今後の取り組みの最後のところで、今後も引き続き利用者負担について、検討していくとのことですが、どこで、誰が、どんなふうに、どのくらいの回数で検討してくれるのかを具体的に教えてください。今もおっしゃっていましたが、利用者負担額というのは本当に今後の子どもの人生を大きく左右するものだと思うので、慎重に取り組んでいただきたいと思います。

●関川会長

はい。事務局より回答できるものはありますか。

●事務局・村野

前回の子ども子育て会議でもご説明しましたが、この4月から国の方で年収360万円未満の方に限って、利用者負担額の軽減策が実施されております。今後、段階的に実施するというところでありますが、これから国がどういう形で、利用者負担の軽減を図っていくのかということに注視する必要があるということが一点。もう一点は、各施設が私立幼稚園から認定こども園への移行等進んでおきまして、その中で、人数がある程度落ち着いた時点で、再度、この子ども子育て会議におきまして、議論する必要があると考えております。

●関川会長

はい、ありがとうございます。自治体の財政の負担についてのご説明はありましたが、家庭の負担についてどう考えているのかという点はいかがですか。自治体など、あるいは個別にヒアリング等をして概ね了解を得ているとか、やはり困っている層があるとか、低所得についてはある程度配慮しているので、そこについては大きな問題はないとか、何かありますか。

●事務局・村野

詳細に各保護者の意見を反映したものではないかもしれませんが、一つは、今回国の施策として、一定所得階層の方（ひとり親世帯の方）につきまして、国の施策の中で、保育料の軽減がはかられているのではないかと考えております。また、先ほど1号・2号・3号部分で、利用者負担の差についても触れられましたが、本市といたしましては、1号認定、2号・3号認定の子どもに差をつけることなく、国基準に対して同じ軽減率を掛けての利用者負担という考え方で案の提示をしております。

●関川会長

はい。こうした提案をされるときには、このような市民の方、あるいは実際に子育て中の方が、この子ども子育て会議には参加されておりますので、子育て中の方の目線を大事にして、それに応えられるような、少し現場に行って話を聴いて帰ってきてから提案すると、より説得力があるかもしれないですね。よろしくお願いします。その他ご意見ございませんか。

社会教育部長・安永部長は公務のため退席されます。あと、11時を過ぎまして、母子保健・感染症課の方が途中出席されます。合わせてご報告します。

●森田委員

先ほどからの話で、3ページのところ02B階層、一番負担率の低いところですが、第一子、1号認定の方で6,590円。これは1号ですから、3・4・5歳児ということになりますが、ということは、2号・3号認定では3歳、4歳でも4,350円。こちらの方が逆に預かる時間が長くて、給食を食べられて安いよね、というような逆転現象が起こっているということですのでよろしいですね。1号・2号・3号の一律の関係でこうした負担額、それと1号認定におきましては、保育園から認定こども園になられたところはそんなにはないと思うのですが、幼稚園からなられたところでは、これに上乗せ徴収が入ってくるとプラスαの負担額になってきます。それと、それまでの負担額との差があるので、それぞれ幼稚園の徴収金がどうかということはわかりませんが、保育所から認定こども園になったところにつきましては、今までの施設給付のような形での公定価格に基づく負担額になっているかと思っておりますので、保護者の方にとっては、それほど違和感がなかったのではないかと思っております。私どもも当初から、認定こども園に移行したときも保護者負担額については、それほど異論はなかったと思っております。ただ、4ページ、5ページもそうですが、制度による比較が出てきてしまっているのかなと。特に27年度から28年度、1号認定のところは、保育所から移行した認定こども園につきましては、1号認定が小規模単価になりますので、そのところで、一人当たりの負担額が増えているのかなと。数字を見ていると、人数の割には金額が大きいのかなという見方をしています。やはり、2号・3号の方が人数は増えていても、逆に一人負担が少なくなっていることをふまえれば、1号の負担額、2号・3号の負担額が同率ではなく、差があってもいいのではないかという提案をさせていただきます。

●関川会長

はい、ありがとうございます。そのほかご意見ございませんか。

今の森田委員のご提案には、事務局はどのようにお考えですか。事務局のスタンスは、当面今の72.5%を1号・2号・3号ともに適用したいということですが、森田委員のご意見についてはどうでしょうか。

●事務局・村野

2号・3号認定にかかります費用ですが、表の公費負担分プラス補助金のところの一番上の段を見ていただきたいのですが、児童数の増加と公定価格の範囲の部分、両方を含めまして、全体としましては人数増に伴いまして、負担は増加しているのですが、その中の公定価格の部分为新制度移行によって、市の負担割合というのが変更になったので、市の負担だけを見れば若干減っているという状況になっておりまして、全体の費用としては、お子さんお一人にかかっている費用としては増えていっている状況にあると考えております。

●関川会長

森田委員の修正提案をもう一度ご説明いただけますか。結論の部分だけ。

●森田委員

はい。1号と2号・3号について、同率の72.5%でいいのかなどという疑問の提案です。逆に言うと、1号認定の負担額を下げようとする、その分1号認定に伴うところの市の負担額は増えるわけですから、4ページ、5ページの金額が変わってきて、一人当たりの市の負担額が1号認定については増えてしまうということもあって、どちらかというのは言いにくいのですが、修正案として出ている同率でいいのかなという疑問を意見とさせていただきます。

●関川会長

階層ごとに、1号・2号・3号の負担額のバランスを考えて修正されたらどうかというご意見ですね。

●事務局・村野

すみません、2ページの資料ですが、平成26年9月に新制度の際の利用者負担を決定いただく際に、1号認定、2号・3号認定の子どもさんにつきましては同じ教室で学ぶので、利用者負担についても同じ考え方で決定すべきではないかというご意見をいただいております、その際の決定に基づきまして、本市としましては、1号認定、2号・3号認定ともに、市の軽減のあり方については、同率で決定させていただいていたという経過がございます。

●事務局・田村

少しだけ補足です。制度発足に関わってきた者として、森田委員からのご指摘というのは、この制度が27年に始まった当初から、1号・2号と今の3歳との逆転現象というのはありまして、これをどう考えていくのかということは、かねてからありまして、本市としても2年間据え置期中で改めて見直すということの中での検討ということも考えられたのですが、国の方のいわゆる多子軽減、あるいは幼稚園の償還問題があります。この部分を含めて、まだ制度が流動的なところがございまして、このあたりをどう見ていくのかというところについては、もう少し様子を見ていかないと、市としての一定の方向性はなかなかつかめないと思います。先ほどから、会長もおっしゃっていますように、待機児童の解消も含めて、ある程度この制度が画期的な経過をふまえての馴染んできたところに、あるいは次の見直しの時には、もう少し整理ができて、またそのときには、中泉委員がおっしゃったように、この利用者負担の議論についてはもう少し、部会をどうしていくのかも含めて、また利用者の方々の声も含めて、あるいは事業者側の原因も含めた内容を深めていく議論を今度はしていかないといけないと考えております。

●関川会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょう。よろしいですか。

制度がまだ変更余地があるということと、もう少し利用者の方の意向とか、今回の利用料の制度の変更に伴う選択行動が変わったのか変わっていないのか、子どもに対して大きな影響があるのかないのかなど、金額だけの問題、あるいは、数字だけの問題ではなくて、リアルな利用者の方のご意見などを聴きながら、改めて今後修正が必要だとお考えになって提案される場合には、そのようなデータも揃えてご提案いただければと思います。それでは引き続き、これにつきましては、72.5%、1号・2号・3号ともにこの基準を適用し、現行の利用者負担制度を維持しつつ、引き継ぐということではよろしいでしょうか。

(2) 子ども子育て支援事業計画における確保策の状況について【資料2】

●関川会長

それでは、次第の(2)子ども子育て支援事業計画における確保策の状況について、事務局よりご説明いたします。

●事務局・大川

－資料2－1

－資料2－2 説明

●事務局・増田

－留守家庭児童育成事業の報告

●事務局・浅井

－一時預かり事業 説明

●事務局・村野

－利用者支援事業 説明

●関川会長

はい、ありがとうございます。只今の事務局の説明について、ご質問ご意見ございますか。まずは、今ご説明いただいた事業についてのご質問、そのあと、それ以外の事業についてもご質問等したいと思います。

●森田委員

7番の一時預かり事業ですが、まだ確保数が足りないというお話でしたが、ここに提示されているのは、補助事業として補助金をいただいている事業のみの掲載ですね。いわゆる補助金の体制について不備があると思っているのですが、一人を配置しなければならないのに人件費は一人分いただけていないという、利用者があってこそまかなえる事業になっていると感じています。ですから、無認可でしている一時預かり事業の施設も多数あると思いますので、できましたら、補助金をいただけても同じように一時預かりをしている数については、市として把握していただければ、少しは確保できるのではないかと思います。うちも無認可でさせていただいて、この事業が始まった当初はそれなりに利用者がいたのですが、今、週に数名、月に何十人もいないという状況になると、一人の人材を確保する方がコスト高になってくるので、どうにか施設の中で回していただいているというところからすると、その辺も数に含めていただくと、確保できるのかなと思っています。利用者支援事業、これについては我々も、私立保育会としては、わんぱくフェスティバルなんかも、今年にご指摘いただいて助けていただいたかなと思っています。そうした所へ出向いていただいて、来ていただくと大変ありがたいのかなと思っています。

●関川会長

はい、ありがとうございます。森田委員の指摘は前回も出ましたが、実態等については調査いただいているのでしょうか。認可外ですが、認可が必要なものではないので補助を受けずに、自主的に一時預かりをしている認可保育園があると。そこで少なからずニーズ対応しているのではないかと、その実態はどうなっているかということなのですが。

●事務局・関谷

申し訳ございません。まだ調査できておりませんので、また調査させていただきましてご報告させていただきます。今、ご意見いただきましたように、自主費用につきましては、今民間の保育園の方で一応把握はさせていただいております。補助金等にも、国の制度の中の補助金の中でのご指摘も理解しているところですので、それをふまえた形での民間の保育園の自主事業というところと、もう一つ、認可外の保育施設での一時預かりという部分であったと思いますが、そこでの把握というのはなかなか一時預かり事業というのが、今調べていただいている園もございません。確保策によってくるのかどうかもふまえて確認していきたいと思っています。

●関川会長

参考資料くらい出していただければと思います。

●森田委員

アンケートくらいでいいかと思っています。昨年何人預かりましたかというアンケートをするとプラスアルファ確保できているということをお願いできればと思います。

●関川会長

FAXで一斉配信していただいたら解決すると思いますので、よろしく願いいたします。そのほかご意見ございますか。

●園田委員

すみません、3番の留守家庭児童育成事業なんですけど、平成27年度事業実績に対する評価ということで、定員が3,959人、児童数計が3,371ということで、一定人数を充足しているということですが、個々の学校では定員数を超えている学校が何校かあるんです。その定員数を超えた学校については、どういう手立てを打たれて対応されるのか教えていただきたい。

●事務局・増田

28年度におきまして何校かあったかと思いますが、今のところ、その学校について空き教室

の改修を行っております。夏休みを過ぎますと児童数が若干減ります。その辺を見ながら、今後は空き教室等、学校の方をお願いをしながら、計画的に行って参りたいと考えております。

●関川会長

園田委員、何かこうしたらより良い解決策になる、というご意見ございませんか。

●園田委員

物理的な部分はわかりましたが、実際には指導員が確保できるのかどうか。多い学校では（児童数が定員より）30名弱くらい多い学校もある。その辺の指導員の確保がきちんとできているのかどうか。その物理的な場所というのは、指導員の方をつけることで安全確保ができると思うのですが、その辺の確保はどういうふうになっているのかなと思います。

●関川会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

●事務局・増田

はい。今ご指摘されている30名程というところで、そのクラブの方に以前4月5月頃に確認を取ったところ、その利用者数100%は来られていないと。だいたい70%くらいの利用が毎日あるということで、今の支援員の数でいけているということは聞いております。おっしゃる通り、支援員の確保が難しいと各クラブでおっしゃっておりますので、それについて、こちらの方でも何か手立てを考えていかなければならないというのは、これからの課題と考えております。

●関川会長

よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

●中西委員

留守家庭つながりで。質問というよりはお願いになると思います。障害児の通所支援の事業所の会長をさせてもらっていますが、このたび国の方から、放課後等デイサービスといいまして、障害のある子どもさんたちが放課後通われるサービスがあるのですが、それについて、一定の原則日数を求めるようにと通達が出まして、今まで東大阪市は利用者が望んだ日数に対しては、基本的には月31日でしたら31日入れるという形をとっていたのですが、原則日数というものが出来まして、放課後等デイサービスをマックスに使うということができなくなるんです。それに対して、どのように障害のある子どもさんたちを育てていくのかというところで、放課後等デイサービスを使えない場合、小学生に関しましては、留守家庭児童クラブも社会資源の一つとして考えるというふうに、先日、自立支援、東大阪にあります自立支援協議会といいまして、障害のある方たちをどのように自立して過ごしていくか、どのように地域で暮らしていってもらおうかという会議の中で、留守家庭児童クラブの方も社会資源の一つとして考えると話をされました。今後、障害のある子どもさんたちが留守家庭児童クラブに申し込みをする可能性が非常に高くありますので、そのあたりを青少年スポーツ室と子ども見守り課の担当当局の方で、しっかりと話をさせていただいて、とり残される子どもが出てこないようお願いしたいというところでございます。その中でも、校長先生がおっしゃったように、利用者さんの方、なんとかできているという報告があったのですが、僕はそのようには思っていないので、そのあたり、指導員、質の向上をふまえてやっていただけるようお願いいたします。

●関川会長

思っていないというのは、質で引き続き不安な部分があるということですか。

●中西委員

そうです。障害のあることによって、留守家庭児童クラブに入れないということになるのが一番困りますので、そのあたり国の通達はもう既に出ているので、それに対してどうするのかというのを、今からまだ考えていく時間があるので、平成29年4月より本格的に東大阪でも始まりますので、しっかりと準備していただけるようお願いしたいと思います。

●関川会長

はい、ありがとうございます。28年4月から差別解消法が施行されていますので、障害を理

由に留守家庭児童育成事業でお断りされた場合には、市の障害者差別についての相談窓口にご相談いただくと、調整いただける形になるので。

●中西委員

28年10月より段階的に進めていくのですが、29年4月より本格的にこの国の通達を実施していくということになるので、会長がおっしゃったように差別解消法があって、それが引っかかってからお願いするのではなくて、引っかからないように事前に調整しておいて欲しいと思います。よろしく願いいたします。

●関川会長

事務局いかがでしょうか。

●事務局・川西

もちろん、子どもたちの放課後の過ごし方は健常児だけでなく障害児についても、子どもすこやか部と青少年スポーツ室が連携をとって対応していきたいと思います。

●関川会長

場合によっては加配も必要になるので、予算を考えておいていただいて、必要量など検討して対応していただけたらと思います。はい、その他いかがでしょうか。

●中泉委員

全体的に感じた感想なのですが、数字の目標は大事だと思うのですが、評価というところに、利用者にどんなプラスになっていたのかということがもう少し見えたらなと思いました。例えば、資料2-1(5)の集いの広場のところの⑩の課題「育児不安や育児困難を抱えている人たちも増えていて…」というようなことは、おそらく聴き取りをされて出てきているのかなと思うと、こういう利用者がどんなふうに使っているのかというようなところを、今後進捗状況に挙げていただけたらありがたいと思いました。

●関川会長

はい。何か次回考えられませんか、方法を。あまり、行政職員にとって負担にならないが、こういう方法なら可能だというもので。

●中泉委員

例えば、留守家庭児童クラブの話が出てきていたのですが、夏休みを過ぎて子どもたちが行かなくなるってというのはどういうことなのかってということを支援員さんはわかっておられると思うのです、その時の状態というのを。その辺の声を拾っていただいて、この場に出していただけたらありがたいなと思います。

●関川会長

はい、ありがとうございます。利用者側に3、4項目くらいで簡単なアンケートをとるか、従業員にも簡単なアンケートをとって調べるか、その辺難しければ、いくつか対象事業者を選択して、そこで把握していく。あるいは、事業者の側にどのように見えているのか簡単なアンケートをとるなどしていただけると、問題状況や課題解決の方向性について、この場で議論ができ、問題意識の共有ができるかと思います。従来の計画のPDCAのやり方とは違って手間がかかるので、どの程度のものなら課題の内容の検討に入っていけるのか、引き続き庁内で検討いただけないでしょうか。その他ご意見ございますか。

●西濱委員

留守家庭クラブについての意見なのですが、資料1の内容で利用者負担について、前回の会議の時にもう少し早く決まらないのかという声が出たと思うのですが、それと同様に、留守家庭クラブの金額ですね、3月に申し込みがあって入所が決まると思うのですが、現場の声を聴きだすことができたのでお話しします。4月に3人目が無料とか、2人目が半額とかの変更が届いたと。それでは親御さんに声が届かないというか、変更があったことが入所が決まってから耳に入るのはおかしいと思うので、3月入所の段階で金額がいくらになるのか、もう少し保護者側の意見というのか、気持ちを汲み取っていただけたらと思います。よろしく願いします。

●関川会長

はい、ありがとうございます。その他、甲斐委員どうぞ。

●甲斐委員

学童保育の運営は、昨年から2つの運営形態になったと思うのですが、同じ東大阪の中で運営委員会方式と、もう一つは株式などの民間になっているんですよね。こういうふうなやり方で、メリット・デメリットというのがあるのではないかと思うのですが、その辺のメリット・デメリットについて聞かせていただきたいと思います。それと、東大阪で働いておられる指導員さんは1年目の方もいらっしゃるれば30年前後勤めておられる専門的な方もいらっしゃると思うのですが、そういう方の給料形態、退職金の問題とか、もう退職を迎えられる方もいらっしゃるのではないかと思うのですが、そういう方は専門的に一生懸命にやってこられた方も多と思うのですが、そういう方々の退職金はどのようになっているかをお聞きしたいです。それと、この2つの運営形態がありまして、東大阪市が費用を出しているにも関わらず、運営形態によって1時間の報酬が違うというのを聞きました。本当なのでしょうか。

●関川会長

はい。メリット・デメリットはこの子育て会議で、この事業を民間企業に委託することについてどうなのかと、かなり議論していただいているところです。あと、労働条件で違いはないかについてのご意見だったと思います。いかがでしょう。

●事務局・増田

メリット・デメリットについてなのですが、1年を過ぎたところで、聞くところによると民間業者がやると、就労に対する管理体制、社会保険等についてはきちんできていると聞いております。デメリットについては、株式会社ということで利益を追求するところがあるので、会社経営のようなどころがあると聞いています。運営委員会方式については、26年度からずっと続きですので、いろんなメリットというのは、地域の方たちが見守っているということがあります。ただ、支援員さんの質の向上についてはどうかという声をお聞きすることがあります。退職金については、26年度までについては有償ボランティアによるという形でしたので、退職金については考えておりません。今後、民間業者が入ってくることによってその辺きっちりされていくものと思っております。

●事務局・泉

あとですね、基本的に26年以前、1時間1,000円、27年度以降は最低限1,000円というのは守ってくださいと義務付けています。ただ、27年度以降に新たに採用された方につきましては、運営委員会にいらっしやらなかった方ですので、そこは1,000円にこだわらないと言っていますので、そこで再度出るものと思われまます。

●関川会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

委託したことによるメリットについては、雇用関係がしっかりしている以外にも、内容面で評価できることがあったら、ご紹介いただきたいのですがいかがでしょう。

●事務局・増田

一年経ちましたので、その辺りについてアンケート等、調査に入る予定にしております。またお知らせさせていただきたいと思います。

●甲斐委員

新しく、27年に入られた方は1,000円にこだわらないということは、運営委員会方式ではなくて、株式会社の方の監督保育に27年度に新しく勤務されている方は、1,000円以上もらっているということですか。

●事務局・増田

民間業者に27年度以降に入られた方については、当然、今までに入っておられる方との実績の差がありますので、1,000円以上ではなくて1,000円未満であると聞いております。

(3) 子育て支援員について【資料3】

●関川会長

それでは3の子育て支援員について、事務局よりご説明ください。

●事務局・大川

-資料3 説明

●関川会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。今の事務局のご説明についてご質問等ございますか。

●行天委員

イメージですが、この保育士の朝夕の配置とか、保育者支援はちょっと配置しにくいのではないかと思います。あまり、弾力化されていないイメージを持ちました。それと、この有資格者、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の配置の対象についても、幼稚園教諭は3歳以上とか、こんなに細かく分けなければならないのかなと思います。まして、有資格者であっても研修を受けなければならないということですが、それは受けなくてもいいのではないかというイメージです。制度がこのようにきっちりしないと動かないのかなというのがあります。

●関川会長

はい、少しご説明いただけますでしょうか。

●事務局・大川

朝夕の弾力化についてのご質問なのですが、先日、保育の合同就職セミナーを実施させていただいた際にご来場いただいた方とお話した内容になりますが、自分はセミリタイアをしまして、60歳定年で会社は辞めたのですが、まだ地域でいろんな保育の仕事をやりたいと思っているということで合同セミナーに来ていただいた方がいらっしゃいました。そういった方々は、資格がありませんので現在園で働くことは難しい状況にありますが、こういった研修を受けていただくことで、配置も可能かなと思っています。イメージとしましては、朝夕は子育てを終えられた方、仕事を終了された方等は対象になってくるのかなと思っています。続きまして、幼稚園教諭、小学校教諭等の配置に関してですが、特に小学校教諭につきましては、保育課程等の履修がされておきませんので、保育課程等を受講いただくことになるのですが、小学校教諭につきましては、幼保小接続の観点から主に5歳児、幼稚園教諭につきましても、主に3歳児～5歳児ということで、国の通知の対応、考え方方針の中に示されておりますので、それに沿って本市でも運用していきたいと考えております。

●関川会長

使いづらいというお話がありましたが、森田委員、使いづらいでしょうか。

●森田委員

使いづらいかどうかは、それぞれ施設さんと応募される方との関係になると思います。ただ、東大阪市においても保育園は認定こども園になっているので50ありませんが、そういったところで何十人もということではありませんので。私の園でも、保育資格は持っておりますけれど早晚だけの職員もおります。いわゆるご主人がリタイアして家にいるから、その代わり昼からゆっくりした時間は家に居たいとか、以前は夜間保育もしていましたが、逆にお昼からの方がいいとか、子どものことをちゃんと午前中にみて、昼からはおばあちゃんがみてくれたりというところで、その家庭家庭の在り方、ワークライフバランスと言われますけれど、そういったところの対応というのは充実できるのではないかということと、もう一点は、いわゆる子育て支援員をとっていただくことによってこれで仕事ができるなら保育士の資格も取ろうかなとステップアップできる体制が、これからできてくる一つの体制かなと思っています。文言として気に入らないのが、「保育士と同等の知識及び経験を有する者」というところで、保育士は2年間一生懸命勉強して、実習も2週間を年に2回ほど行かしていただいて、それで資格を取ってきた者と同等ということ

ろが少し引っかかるころではありますが、ステップアップができるということと、対象については十分まかなえるのかなと思っております。

それと、見学実習ですが、見学実習というのは見るだけでいいのではなく、できればきちんとした実習をしていただきたいと思っております。そのためには、8ページの見学実習の時の健康診断等のところに、必ず検便を含めていただきたいと思います。乳児を預かるとき、検便をしていないと行政指導の監査指導の対象となりますので、要綱にも入れておいていただければと思います。

●関川会長

はい、ありがとうございます。

●竹村委員

今度、認定こども園になるので興味があるのですが、この支援員の方が入れる時間帯が、18時から20時とか、7時から9時という形でない絶対ダメだとしたら、我々としたら使いにくいなと。だいたい19時までという形で今考えているので、となると、1時間だけ仕事に来てくださいと言ってもまず来てくれないと思います。支援員の方を利用できるとしたら、1号認定の子どもが帰った後、幼稚園型一時預かりの補助をしてもらうとなると、15時くらいから入ってもらえないと活躍してもらうことは無理なのです。この18時からの縛りがあると、とても雇用はできないかなと思います。

●関川会長

この制度で受講いただいた方が、幼稚園型預かり保育で働いていただく分には問題ないですか。

●事務局・大川

はい、大丈夫です。先ほど竹村委員のご意見に対してなのですが、7時から9時と18時から19時というのは朝夕の弾力化になりますので、子育て支援員研修を修了された方を、日中は加配であったりとか、研修代替、年休代替、休憩保育士などで入っていただくことは可能となります。

●関川会長

幼稚園の制度では使えないのですね。保育所だけですね。

●事務局・大川

はい、そうです。

●竹村委員

わかりました。弾力化というのは、この時間帯に保育士1人と支援員の人だけでいけるという時間帯ということなんですね。支援員の方は、どの時間帯も仕事の内容によっては入ることができるということですね。あと一つ、この幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の資格を持っている人も研修を受けないといけないということなのですが、カリキュラムは違うのですか。この方は、支援員扱いではないのですよね。

●事務局・大川

カリキュラムにつきましては、同様の対応で受講していただくことになります。配置の扱いにつきましては、幼稚園、小学校、養護教諭については、有資格者での配置ということで、また別の配置とっております。

●森田委員

認定こども園になっている施設については、いわゆる幼稚園教諭免許及び保育士資格のどちらかを持っていれば、この27年4月から5年間については経過措置がふまえられているので、その間に免許取得ができれば保育教諭ということで認められることになっていると思います。今のお話ですと、保育園限定でよろしいでしょうか。いわゆる小学校教諭とか、幼稚園免許をお持ちの方については、教育の免許を取られているのが3歳以上児の「教育」という形で、幼稚園教諭免許になっているのですよね。保育士というのは、0歳～就学前までの養護・教育ということで、0歳児からの保育という内容を見ているので、少し免許の差が生じていると。ですから、幼稚園

教諭と小学校教諭については接続であるとか、その教諭資格というところでの対応というふうになってきているのかと思っております。ですから逆に、保育士資格を持っている者は、小学校教諭の対応はできませんし、その持っておられる資格によって多少差があるということと、認定こども園になった場合（施設が移行した場合）、保育所から認定こども園、幼稚園から認定こども園になった場合には、31年までの5年間については、どちらかの資格をもっていればいいという緩和になっています。ただ、その間に持っていない資格はきちんと免許を取ってくださいということです。少し制度の過渡期で、一般の方には分かりづらいところかなと思います。

●関川会長

はい、ありがとうございます。そのほかご意見ございますか。

●阪口委員

公立幼稚園からですので、一番最初の本市条例改正についてのところで、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準ということで、そういうことに則ってこの資料を見ていたのですが、1番は、朝夕等と書いてあったので、朝夕に特化しているのかなと思っていたのですが、2番になったらコアタイムの時間の対応もというふうに書かれていると思うのですが、私は公立幼稚園の毎日の生活のイメージでこの資料を見ていたので、逆に保育士と同等のというふうに書いてあるので、教育の質をというところを、この制度の中では幼児期における質の高い学校教育、保育の提供ということを考えると、どこかこのコアタイムには教育が十分必要だと感じているが、それが保育士と同等のという書かれ方をしているので、少し気になりました。あと、2番のところで養護教諭を保育士に代えてとあるのですが、私の園は養護教諭が配置されているのですが、やはり養護教諭の勉強してきている内容というのは、子どもたちの前に立って教育を指導するという内容とは違うのではないかと思います。今私の園で働いている養護教諭や今まで一緒に働いてきて学校を卒業した先生が、子どもたちにいろんなことを考えて、即教育の方になると、ちょっと難しいと感じています。

●関川会長

はい。事務局より説明をお願いしますでしょうか。

●事務局・大川

養護教諭につきましても、小学校教諭、幼稚園教諭と同等に子育て支援員の研修は受講していただくことを配置の条件とさせていただきたいと思っています。その研修の中で、現状の保育の課題であったりとか、保育の内容について勉強していただければと思っております。

●事務局・清水

国の方の通知の中身でこういう分け方がされています。今おっしゃるように、養護教諭免許を持っている者が、例えば、0歳をすぐにみられるかということ、学んできている内容からいってもギャップがあります。あと、幼稚園教諭が3歳以上で、小学校教諭が5歳以上というのも全て、国の方からの通知の目安に従って市が動いているということですが、実際上、おっしゃっているところはあるのではないかと思います。

●関川会長

はい、ありがとうございます。9時から18時の時間帯で、保育園に幼稚園教諭の資格を持つ者が保育士に代わって入ることについては、ご心配ではないですね。

●阪口委員

幼稚園の時間帯では教育ということを考えていますので、コアタイムの中で保育教諭という先生が、3歳～5歳の子どもに必ず1人配置されるのかということが心配です。

●関川会長

認定こども園であれば保育教諭が原則なのですが、移行していない保育園において、3歳以上の子どもの教育・保育が9時から18時の時間帯で展開されていて、保育の中に養護的な部分と教育的な部分があって、そこに保育資格を持たない幼稚園教諭が入っても、保育士1人としてカウントしますよという弾力化なので、教育の部分に無資格者が入るというわけではないので

すね。そこはよろしいでしょうか。

●園田委員

2 ページの朝夕等の保育士配置要件弾力化ということで、イメージ図が描いてあるのですが、例えば、その他という子がいたとした時に、朝7時から20時まで預かっているということで、最大3名以上の方が配置される。1日の間にということを考えた時に、いろんな方がその子をみるということに、プラスもあるがマイナス点はないのか。もう一点は、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭と、「教諭」という表記をされているということは、教員免許を持っておられる方なら、現場経験がなくてよいのか、現場経験のある方を指しているのか、それとも現職を指しているのか、そのへんがわかりにくいので教えていただきたいです。

●事務局・大川

現状では、11時間保育園の開所をしておりますので、それに関して8時間労働を守らなければならないということで、シフトを組んで保育にあたっていただいていると思いますので、最大3名が配置されている状況があると思います。教諭についてですが、国の考え方に基づいて、教員資格のある方の配置をしていきたいと思っておりますので、現行で小学校とか幼稚園に従事されている方でないとダメということではありません。

●事務局・清水

教育委員会ですが、実際に例えば、教諭を確保する時、足りないからこうしようと人材を考えるときに、国はこのように通知をして、例えば教員免許を持っているけれども実際に仕事に従事されていない方を活用して保育の担い手を充足させていこうということを出しますけれども、教員免許を持つ者が在宅で余っているわけではないです。学校の方で講師として登録していただくのも大変で、講師もなかなか埋まらない。国がやっているのは教員免許を持っている人ということです。

●関川会長

使える人は、学校現場でもなかなか見つからないのが現状で、一応規制は弾力化していくけれども、それで直ちに人が集まるかは別問題だという話ですね。

●森田委員

幼稚園とか小学校というのはクラス単位です。そして、定時から定時です。でも、保育所というのはその子ひとりひとりをみていますので、クラスはありますが、いわゆる早番遅番はクラスごとではありません。ですから、0歳から5歳まで一緒に過ごす時間もあれば、途中から人数が増えてくると、以上児と未満児に分けて2つの場所でもたりとか、場所とか体制を子どもたちの数に合わせていろいろと工夫をしながら、その子たちをみさせてもらっているのが保育園ということになっております。ですから、A組の担任が必ずA組をみななければならないのではなく、A組の先生もB組の先生も早番は早番でみるし、遅番は遅番でみるし、その時に、いわゆる早番遅番で支援員さんが入ってくださると、本来の正職の職員がクラス担任としてきちんと対応できるというクラスのメリットがあると思います。幼稚園の先生方が、ここで議論するときに感覚が違うのは、クラスを必ず編成しなければならないと思っておられると、保育園のクラスという考え方とは違ってくるのかなと思います。それと、幼稚園も保育園も、保育所・保育指針であったり、幼稚園・教育要領であったりということについては、ほぼ同じ内容になっております。逆に保育園からすれば、給食があることによって幼稚園・教育要領にない、においを嗅ぐであるとか、味わうというような報告がプラスされているのが、今の現状かなと思っておりますし、前回の改訂の時には、同一に法律化ということがされておりますので、そうしたところ、同じ内容での検討がされているのではないかなと思っております。

●関川会長

はい、ありがとうございます。そろそろ時間の限りがございますので、ここで申し訳ございません、終了させていただいて、最後その他でございます。幼保連携検討部会からの報告をいただくと思います。

(4) 幼保連携検討部会からの報告について【資料4】

●事務局・浅井
-資料4 説明

●甲斐委員

上靴の使用の件ですが、私の子どもを預けていたところは保育所で上靴の使用がありました。ところが、今はないのですね。それがまた、上靴を使用するというのは、どういったことでそうなったのかと思うのですが。

●関川会長

その他のご意見ございますか。まとめてお答えいただこうと思いますが。

●阪口委員

質問ではなくてお願いなのですが、保育士とうたわれる方の研修についてなのですが、この8時間を研修したあとにすぐに先生たちと同じような仕事ができるかというところと難しいと思うのですが、今来てくれている講師のことを考えると、同じなのかと思うと、これからシフト制になっていくにつれ、研修を受けるのがだんだん大変になるだろうと言っているのでも、その研修時間、働きながらもきちんと研修を受けられる時間を確保して欲しいと思います。ここには具体的には出ていないのですが、守秘義務というところ、子どもたちの写真を撮ってというのが、短時間ポンポンと細切れに入ると、そういうところがおそろかになると思うので、研修の中で子どもたちの人権等がきちんと守られるような研修をしっかりと入れて欲しいと思います。

●関川会長

東大阪市立の幼保連携認定こども園の話ではないですね。

●阪口委員

公立幼稚園がどんどん認定こども園になっていくので、認定こども園の園の先生も公立の園の先生も、同じようにしっかり研修を受けて子どもたちを迎えるようにして欲しいというお願いです。

●関川会長

はい、わかりました。それでは2人の方のご意見についてお答えいただけないでしょうか。

●事務局・浅井

上靴の使用につきましては、3歳以上ということで小学校との連携等もありますので、その辺を加味しまして、今回認定こども園につきましては3歳以上から使用することといたしました。研修につきましては、今後当然検討してまいりますので、その点はよろしく願いいたします。

●関川会長

はい、ありがとうございます。それでは時間を少し過ぎてまいりました。時間の都合で十分ご意見にお答えできなかったことについて、大変申し訳なく思っております。改めて後日、文書にてご意見いただければ幸いです。それでは全ての議案について終了いたしました。事務局にお返しいたします。

3. 閉会

●事務局・奥田

ありがとうございます。以上をもちまして、第22回の子ども・子育て会議を閉会させていただきます。本日は長時間のご審議ありがとうございました。

—閉会—